

令和元年度第2回兵庫県入札監視委員会会議 議事概要

開催日及び場所	令和元年11月26日(金)神戸市教育会館501会議室		
委員	泉水 文雄 (神戸大学大学院法学研究科教授) 小西 庸夫 (元兵庫県代表監査委員) 松本 隆行 (弁護士) 細川 明子 (公認会計士)		
対象期間	平成31年4月1日から令和元年7月31日まで		
事務局報告 令和元年度第1回兵庫県入札監視委員会会議の議事概要について			
議案1 入札及び契約手続の運用状況等に係る報告等について			
対象工事の件数	477件	対象期間中の指名停止件数	8件
対象工事の契約金額合計	49,903,667千円	対象期間中の資格制限件数	0件
対象工事の平均落札率	91.0%	対象工事：対象期間中に契約締結した契約予定金額250万円超の工事	
議案2 抽出した工事の入札及び契約手続に係る審議について			
抽出案件の総数		5件	
うち	一般競争入札	1件	
	公募型一般競争入札	0件	
	制限付き一般競争入札	2件	
	指名競争入札	2件	
	随意契約	0件	
委員からの質問・意見及びそれに対する回答	質問・意見	回答	
	別紙のとおり	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	無し		

No.	質 問 ・ 意 見	回 答
1	<p>事務局報告 令和元年度第1回兵庫県入札監視委員会会議の議事概要について</p>	
2	<p>議題 議案1 入札及び契約手続の運用状況等に係る報告等について (平成31年4月1日から令和元年7月31日までの入札・契約状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察本部の公募型一般競争入札の交通信号機改良工事32件について、落札率が全て90%台であり、落札業者が限られており各者2~4件ずつ落札している。その理由は何か。 ・教育委員会の制限付き一般競争入札の県立高校トイレ改修工事で3件が不落随契となっているが、参加企業も3~5者が応札しており、なぜ不落随契としたのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・落札率は、機器費の占める割合が高いため直接工事費の割合が高くなる傾向にあり、最低制限価格が予定価格の90%近くになるため。落札者は、参加要件として施工経験を有する者という条件を付しているためだが、失格者の出た入札もあり競争性は確保されている。 ・授業等への影響を最小限するには、夏休みや冬休みに撤去工事を行うスケジュールとなり、落札率が高止まりするほか、再度入札の余裕がないため。
3	<p>議案2 抽出した工事の入札及び契約手続に係る審議について</p> <p>(1) 一般競争入札</p> <p>ア 県土整備部（病院局企画課（契約管理課・設備課））発注 県立はりま姫路総合医療センター（仮称） 病院棟外空気調和設備工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者がJV1者しかない理由は。 ・入札2回が不調で、不落随契では再度入札金額より3億円強の金額が下がっているが、どういう事か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の事例では、ほとんどが1~2者、最大で5者であり、参加者も同じような構成である。複雑で高度な工事で県外業者しか施工できないほか、民需が旺盛で専任技術者が不足しているため、参加JVは1者となった。 ・当初設計価格を厳しめに設定したが、JVにて資材費を切り詰める等で予定価格以下に歩み寄った。
	<p>(2) 制限付き一般競争入札</p> <p>ア 阪神南県民センター（西宮土木事務所）発注 兵庫東流域下水汚泥広域処理場他 防潮堤整備工事その3 (参考) 兵庫東流域下水汚泥広域処理場他 防潮堤整備工事その2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本工事その3及び参考工事その2について、同一業者が落札しているが、どちらか一方にしておくべきでは。防潮堤整備工事をその1、2、3、4に分割し、同日に開札をしているが、分割発注の趣旨が活きていないのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・その1から順番に開札を行い、配置技術者が同じ場合は後続分を辞退となるが、今回は別々の技術者を配したので2件落札している。災害対策・施設強靱化の工事であり、不落を避けるべく、重複受注の制限を付していない。

<ul style="list-style-type: none"> ・工区を細分化して発注した理由は何か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの業者に受注機会を与えること、細分化により工期短縮を図ることができる。分割発注では、重複受注の制限をかけるのが原則ではあるが、早期完成、輻輳工事等の個別事情により制限をかけないこともあり、今回は制限をかけていない。
<p>イ 西播磨県民局（光都土地改良センター）発注 湯塚池地区ため池改修工事 （参考）宮の奥池地区ため池改修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本工事と参考工事は、同一業者が同一金額で落札しているほか、入札参加は同じ２者だけであり、どういうことか。 ・同時期の同種工事５件のうち、落札者は他の３件にも入札参加していたのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度国補正予算の事業であり、６月末までに着工するため、同時期に総合評価で５件発注した。同じように設計しており似たようなものとなっている。この２件は、第１期工事で地元の状況がわかりにくいため、参加が少なかったと推測される。また、２件の設計額は約１５０万円の差がある。 ・参加していない。施工場所が、本工事と参考工事の２件は宍粟市で３km離れた集約だが、他３件は赤穂市等の他市町で異なる。
<p>(3) 指名競争入札 ア 淡路県民局（洲本土木事務所）発注 三原川水系 成相川 成相・北富士ダム他 管理設備更新工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指名１５者は全て島外業者であり、島内業者が入っていないのは何故か。 ・２回入札となり、１回目は４者参加、２回目は２者参加しているが、２回目の入札時に業者は１回目の金額を知っているのか。 ・設計積算の際、業者から見積をとり予定価格を決めたのか。 ・当初設計した業者が今回落札していて高落札率であるが、更新は他者でも機器を接続すればできるものではないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信工事の業者は少なく、施工可能で実績のある業者は限られているため。 ・１回目の最低入札金額で不落となった旨を説明した上で、再入札をしている。 ・機器代は業者見積、労務単価等は県歩掛りである。見積は、指名１５者のうちの４者と、それ以外の２者に依頼し、２社から提出があった。 ・機器は既製品でなく製作品となる。システム全体の中で、機器の耐用年数に違いがあり、一部を更新する工事であるが、全体が機能しなければならず、不具合のリスクで他業者の辞退が多くなる。
<p>イ 教育委員会（県立川西明峰高等学校）発注 体育館体育室及び剣道場床改修その他工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指名１２者の選定理由は。また１０者が辞退しているのが何故か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・選定基準は、同規模以上の施工実績を有し、川西市内または近隣市町に本店を置く業者であり、特別なものではない。辞退については、床改修工事が専門性を要し施工できる者が少なかったほか、施工時期は学校の授業期間以外となる制約もあるため。

・今回の入札は、1回目の入札が不調となったやり直しであるが、1回目の入札はどうだったのか。また、今回の内容は1回目と同じなのか。

・今回と同じ15者を指名、3者が入札したが全者最低制限価格を下回り失格であった。3者の内訳明細を確認し、設計より見積が安い項目があった。別工事として発注し直すので、予定価格は変わる。

その他：政府調達に関する苦情処理及び建設工事に係る再苦情処理について

・今回の対象期間では、令和元年5月20日付けで苦情申立ての1件（却下）があった旨、事務局から報告した。